

(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所／定期巡回・随時対応型訪問介護看護開設時の補助金について

【R3年度・整備費分】

(1) 補助金対象事業者

令和3年度中に(看護)小規模多機能型居宅介護事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を新たに開設する法人

(2) 補助対象経費

神奈川県「地域密着型サービス等整備助成事業費補助金実施要領」参照

(※) 事業所の運営法人が発注する工事等に限り、他の者(地権者が運営法人と異なる場合に地権者が発注等)による発注が行われた場合は補助対象外となります。

(※) 当該事業以外の併設サービスがある場合は、当該事業以外の用途で使用する区画及び共用区画の整備に関する経費は除いてください。

(3) 補助金交付基準額

(看護)小規模多機能型居宅介護事業所	1施設あたり	3,360万円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1施設あたり	594万円

(※) 超過する費用については法人負担となります。

(※) 県の調整により、満額交付されない場合があります。

(4) 補助金に関する今後の流れ

① 川崎市への事前協議書提出(事業者⇒川崎市)・・・R3.1末

(※) 場合により、前述の期日を過ぎて受付可能な場合がありますので、ご相談ください。

② 川崎市からの連絡(川崎市⇒事業者)・・・R3.7~8頃

(※) 手続開始には神奈川県と川崎市の調整が必要となり、例年時期が変動します。②についてお示ししている時期は目安となりますので、ご了承ください。

③ 川崎市へ補助金交付申請書を提出(事業者⇒川崎市)・・・②の連絡後

④ 川崎市から決定通知を受理(川崎市⇒事業者)・・・③の提出後概ね1か月

⑤ 工事にかかる契約・工事着手

(※) 必ず川崎市からの決定通知を受理してから着手してください。それ以前に工事契約締結・工事着手をした場合、補助対象外となります。

(※) 建物の工事について、必ず建築基準法に基づく検査済証を「申請書に記載した事業完了日まで」に受領してください。なお、申請書に記載する際、事業完了日はR4.3月末が最終の期日となります。この日付までに交付が確認できない場合、事業が完了していないとみなされ、補助対象外となります。

⑥ 補助事業完了後、実績報告書を提出(事業者⇒川崎市)・・・事業完了後10日以内

⑦ 川崎市による完了検査

⑧ 完了検査後、補助金の交付決定(川崎市⇒事業者)

⑨ 補助金の請求(事業者⇒川崎市)

⑩ 補助金交付

- ⑪ 当該事業に係る消費税確定申告後、仕入控除税額に係る報告及び必要に応じて一部補助額の返還【翌年度の8月以降】

(5) その他

- ① 補助金の交付については、申請書に記載した事業完了日まで（変更が認められた場合も、申請年度末まで）に事業を完了することが条件となります。
- ② 補助対象となる介護保険サービス事業者の指定が何らかの理由によって受けられない事態となった場合、補助金の交付対象とはなりません。介護保険サービス事業者としての指定担当への手続は欠かさず行ってください。
- ③ 神奈川県との協議によっては、実施の可否、補助金額及び補助内容について変更になる可能性があります。また、神奈川県の内示数によっては、事業者を調整する場合があります。
- ④ 工事の着工時期については、市が交付する補助金交付決定通知受理後になります。受理前に着工した場合、補助金対象外となる場合がありますので、着工時期について十分注意してください。
- ⑤ 工事費の額に応じて、適切な方法で施工業者を決定してください。

	一般競争入札	指名競争入札 (5社以上)	見積合せ (3社以上)
工事	1,000万円以上	1,000万円未満	250万円以内
製造請負			250万円以内
物件の買入れ			160万円以内
委託			100万円以内

(※) 本市において「補助金等工事業に係る市内中小企業者への優先発注に向けた基本方針」が策定され、令和元年12月に、「川崎市補助金等の交付に関する規則」の一部改正がされました。

- ・対象 100万円を超える補助金等を交付される補助事業者等
- ・100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託を発注する場合に、市内中小企業者による入札又は市内中小企業者2者以上から見積を徴収し、発注に際し市内中小企業者であることの確認を行う。また、100万円を超える発注について、発注内容や入札状況等について、定める様式により、市に報告書を提出する。

(※) 何らかの事情により入札又は見積合せが困難なケースがありましたら、高齢者事業推進課までお問い合わせください。

- ⑥ 交付金の受給に係る不正行為や過大受給等が発覚した場合には、交付金の取消を行うとともに、交付金の返還を求めるとなります。
- ⑦ 開設が遅れ、年度がまたがった場合は、補助金額や補助対象経費の範囲が変更及び取消となる場合がありますので、開設が遅れることのないよう、十分注意してください。
- ⑧ 処分制限期間（昭和40年大蔵省令第15号）を経過する前に、事業所廃止・移転等を行う場合は、補助金の全部もしくは一部の返還を求めることがあります。

(6) 事前協議について

R3.1 未までに、事前協議書を提出してください。

なお、年度中に急遽事業計画が決定した場合については、下記問い合わせ先に相談してください。

《問い合わせ》 健康福祉局高齢者事業推進課介護基盤係
 電話 044-200-0776 FAX 044-200-3926
 E-mail 40kosui@city.kawasaki.jp